

2025

12

～職場内で掲示・回覧願います～

# 協会けんぽ ふくしま 通信

## 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、加入者の皆様にご自身の医療費について確認していただくため、年1回「医療費のお知らせ」を発行しています。

### 送付時期

令和8年1月下旬

### 対象者

協会けんぽに加入の被保険者および被扶養者  
(令和7年11月上旬時点)  
※あらかじめ送付を希望しない旨ご連絡いただいている場合を除く

### 発行対象期間

令和6年9月診療分から令和7年8月診療分まで  
(作成時点で発行可能な医療費情報)

### 送付先

事業所  
(任意継続被保険者の方はご自宅)

#### ☆事業所ご担当者様へ☆

医療費のお知らせの記載内容には、個人情報が含まれますので、**開封せずに直接ご本人へお渡しください。**また、到着時点で既にご退職された方のお知らせは同封の返信用封筒にてご返送ください。



**お知らせが届いたら、医療費がいくらかかっているか確認しよう！**

医療費を確認することで、健康保険事業の健全な運営や、自身の健康の見直しにつながるよ！

「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに利用できます（申告手続きは個人が行います）

医療費控除の申告の際に「医療費のお知らせ」を添付すると、「医療費控除の明細書」の記入を省略できます。ただし、お知らせに記載されていない診療分については自身で保管する領収書をもとに記入していただくこととなります。なお、マイナポータルを利用することで、1年間分の医療費通知情報をマイナポータルから取得し、申告手続きする事が可能ですが（マイナポータルと国税庁e-taxの連携が必要となります）。例年、2月9日以降に1年間分の医療費通知の情報を一括で取得することができます。



医療費控除の申告方法等に関する場合は、国税庁のホームページをご覧いただくか、最寄りの税務署にお尋ねください。

## 「医療費のお知らせ」の一括送付は今回が最後となります



医療費情報はマイナポータルから確認することが可能です。

上記の医療費情報確認方法のデジタル化推進に伴い、紙の「医療費のお知らせ」の一括送付は**今回（令和8年1月送付分）を最後に終了**とさせていただきます。

今後、医療費情報の確認にあたってはマイナポータルをご利用ください。

なお「医療費のお知らせ依頼書」による個別の発行依頼は引き続き利用可能です（詳しくは協会けんぽホームページをご参照ください）。



全国健康保険協会 福島支部  
協会けんぽ

〒960-8546 福島市栄町6-6 福島セントランドビル8階  
TEL：024-523-3915（代表）

令和8年1月13日からオンラインで各種給付金の申請ができる  
電子申請がスタートします！

PCでもスマホでも

## 4ステップで カンタン申請

各種申請手続きがオンラインで  
もっと手軽に！

これからは電子申請がおすすめです



ウェブサイト\*またはアプリ  
からマイナンバーカードを  
利用してログイン



申請したい申請書を選択



入力フォーマットに  
必要事項を入力し添付書類は  
電子ファイルをアップロード



申請手続き完了です！  
給付金等については「受付」「審査中」「審査完了」「返戻」など、  
審査状況が確認可能

### 利用対象者

被保険者、被扶養者（一部申請に限る）、社会保険労務士（保健事業は除く）

\*被保険者と被扶養者は、マイナンバーカードで本人確認を行うため、マイナンバーカード所持者が利用可能。

\*社会保険労務士は、事前にユーザーID／パスワードを取得することで利用可能。



（郵送による申請書の受付も継続しますが、申請方法の1つとして電子申請が加わります。）

※電子申請の利用・詳細については、こちらをご確認ください！ →



## 保険証・資格確認書の返却・回収について

### 健康保険証



令和7年12月1日までの喪失の場合要返却

### 資格確認書



有効期限内の喪失の場合要返却

令和7年12月2日以降の喪失の場合は、  
個人情報に留意して、ご自身で破棄をお願いします。

回収いただいた保険証・資格確認書は「被保険者資格喪失届」「被扶養者異動届」に添付して事実発生から5日以内に、日本年金機構仙台広域事務センターへご返却ください。

（電子申請の場合は申請後速やかに郵送で日本年金機構仙台広域事務センターへ送付してください。）



全国健康保険協会 福島支部  
協会けんぽ

このチラシは協会けんぽ福島支部が作成し、日本年金機構から発送される納入告知書に同封しております。  
納入告知書の請求額や保険料徴収については、最寄りの年金事務所へお問い合わせください。